

平成23年6月21日 第24号

発行：東京二十三区清掃一部事務組合

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

TEL 03-6238-0613～5 FAX 03-6238-0620

東京二十三区清掃一部事務組合は、
循環型社会の形成を目指しています。

<http://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>

新管理者 就任のあいさつ

ご挨拶に先立ちまして、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震で亡くなられた方々のご冥福を心よりお祈りするとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

この度、平成23年5月16日に東京二十三区清掃一部事務組合の7代目管理者に就任いたしました、荒川区長の西川太一郎です。

当組合は、平成12年4月1日の設立から11年間、ごみの中間処理やし尿の処理を通して、区民生活に密着した23区の清掃事業の一翼を担ってまいりました。



管理者 西川 太一郎（荒川区長）

現在、当組合では、効率的・効果的な組織運営を進めるため経営改革に積極的に取り組んでおり、また、昨年2月に策定した「一般廃棄物処理基本計画」では、施設の計画的な更新や廃止・集約を行い、安定したごみの中間処理と経費の削減や最終処分量の一層の削減を図っていくこととしています。

さらに今年度からは、発展途上国等へ廃棄物処理の技術協力を行うため、清掃事業国際協力室を設置したところです。

今後も23区のごみの中間処理を安定的かつ確実に行うとともに、循環型社会形成の担い手として、この責任を全うするため、23区と一丸となって事業を推進してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

電力需給ひっ迫に対する清掃工場の取組について

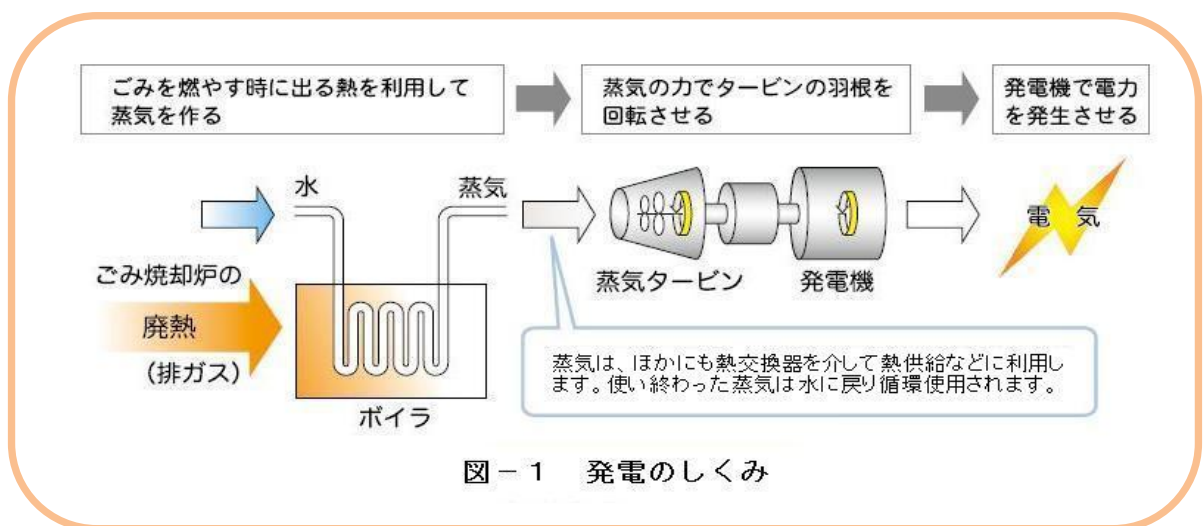
(1) 地震後の対応について

東京二十三区清掃一部事務組合が維持管理している施設は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の影響で 2 工場が一時的に運転を停止しましたが、その他の施設はほとんど損傷を被りませんでした。

また、当組合の清掃工場では、ごみ焼却による発電で所内の使用電力をほぼ賄うことができるため、東京電力管内で「計画停電」が行われた期間についても、施設の安全・安定操業を確保し、区収集ごみ及び持込ごみの受入れを通常どおり行うことができました。

さらに、地震直後から電力消費量の大きい灰溶融施設の運転を停止するとともに、各施設で安定運転を継続することにより発電量の確保に努め、東京電力などの電気事業者へ供給する電力量の増量を図りました。その結果 3 月 11 日から 30 日までの供給電力実績は、平均して約 7.5 万 kW（前年同期比 33%増）、4 月については定期補修工事等で稼働炉数が減るため数値が減少していますが、平均して約 6.1 万 kW（同 20%増）となりました。

一般世帯の平均的な消費電力で換算すると、3 月は約 4.8 万世帯相当量^{*}、4 月は約 2.6 万世帯相当量^{*}増えたことになります。（数値は、速報値のため年報等と異なる場合があります。）



(2) 今夏の取組について

この夏に予想されている東京電力管内の電力需給ひっ迫に対して当組合では、次の 3 つの取組で電力供給の増量を図ります。

① 灰溶融施設停止（期間 7 月～ 9 月）

清掃工場に併設された灰溶融施設では、焼却灰を 1,200℃以上の高温で溶融し砂状のスラグを生成しています。電力消費量が多いこれらの灰溶融施設を 3 か月間停止して、平均で約 0.8 万 kW の電力供給を増やします。

なお、この間に発生する焼却灰等については適正に処理し、埋立処分します。

② 集中焼却（期間 7 月中旬～ 8 月中旬）

夏季に予定されていた定期補修工事や中間点検の時期を一部前後させ、できるだけ夏季に集中的に焼却炉を稼働することにより、電力供給を約 2.1 万 kW 増やします。

③ 焼却調整（期間 8 月初頭）（電力需要が大きい時期に合わせて変更することがあります。）

1 日のうちで焼却量を調整するなどして、電力需要ピーク時間に合わせて電力供給を約 1.5 万 kW 増やします。

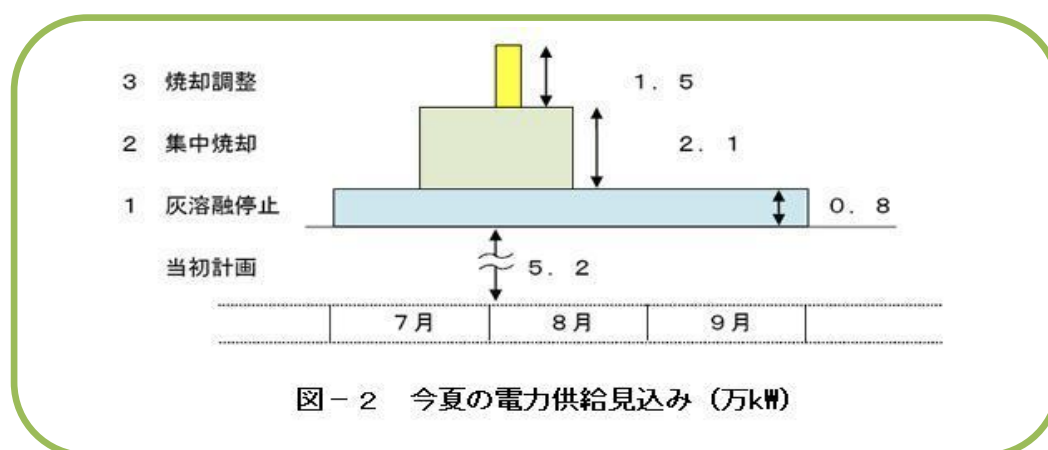
これらの取組により、電力需要のピーク時間である、おおむね午後 1 時から午後 3 時までの間について、本年度の当初計画に比べ、最大で約 4.4 万 kW（約 11 万世帯相当量※）増量させ、このとき、清掃工場全体では約 9.6 万 kW（約 24 万世帯相当量※）の電力を供給する予定です。



新江東清掃工場蒸気タービン発電機

（※ 世帯相当量の算出には、電気事業連合会資料の 1 世帯 1 か月当たり平均電力消費量 283.6kWh を使用しています。）

清掃一組では、今後も施設の節電に取り組むとともに、発電能力を最大限活用するよう努めてまいります。



図－2 今夏の電力供給見込み（万kW）

23区及び東京都との連携による「共同広報」の取組

昨年6月から9月にかけて、清掃一組の管理運営する清掃工場で水銀混入ごみの不適正搬入によって焼却炉が停止しました。この事態を受けて、不適正搬入の防止や不適正搬入があった際に迅速かつ横断的に対応するために、23区と清掃一組は、東京都のオブザーバーでの参加を得て「不適正搬入防止検討委員会」を設置しました。今回は、再発防止策のひとつとして、23区と清掃一組及び東京都の三者による「共同広報」についてご紹介します。

不適正搬入の防止には、区民や事業者に向けた啓発活動が欠かせません。23区や清掃一組では、それぞれが区民や事業者に向けて不適正搬入防止のために啓発活動を実施してきました。本委員会では、この啓発の効果をより高めるために、関係機関である23区と清掃一組及び東京都の三者が一体となって活動を行うことが有効であると判断しました。この「共同広報」では、不適正搬入により23区のごみ処理体制に及ぼす影響や、ライター、カセット式ガスボンベ、スプレー缶等の適正な排出方法などについて広報を行うこととしています。各区等の公式ホームページへの掲載開始日は6月1日に、また6月中に発行する広報紙に掲載することとしています。

各区、都のHP、広報紙の様子



HP は左から東京都、豊島区、葛飾区を、広報紙は左から江戸川区、杉並区のものをご掲載させていただきました

23区、清掃一組及び東京都のホームページや広報紙をご覧ください。

今後も清掃一組は、23区及び東京都と連携して、不適正搬入の防止に取り組んでいきます。